尼崎市嘱託職員労働組合との交渉状況

令和元年度第６号
通算第４１号
令和元年 12 月 19 日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

―令和元年 12 月期の割増報酬等について―

◎日時・場所

令和元年 11 月 12 日（火）午後７時 35 分～午後９時（中央北生涯学習プラザ学習室１（Ｂ））

◎今回の交渉の主な目的

冬季一時金に関する要求書及び独自要求書等について前回に引き続き協議を重ねた。

◎組合への提案

（修正メモ）会計年度任用職員制度の給付体系の一部変更について　別紙

◎具体的な交渉内容

１　会計年度任用職員制度の給付体系の一部変更について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
今回の修正理由は。	前回の交渉を受けて、改めて検討した結果、今年の人事院勧告における一時金引上分のうち残りの４割分についても勘案した内容としたものである。
前回からの変更点は、その点だけか。	報酬月額の基礎となっている行政職給料表について、先日、市職労に増改定を提案したことから、当該改定予定分を反映するとともに、割増報酬に係る前回提案分も反映したものである。
人事院勧告で行政職給料表が増改定されると、会計年度任用職員の報酬月額も上がるのか。	行政職給料表の改定に準じることとなる。
現行の制度では私療休暇を取得すると割増報酬が減額となるが、会計年度任用職員移行後はどうなるのか。	基本的には現行制度と変わらないが、期末手当の支給月数が 2.6 月に引下げとなることを踏まえると、減額の程度は結果的に現行と比べ小さくなる。

元々の案より報酬月額は引上げとなるが、それでも現行の嘱託報酬よりも低くなるのではないか。	これまでの固定給を基本とする取扱いを見直すことに伴い、経験年数が短い場合など現行よりも報酬月額が低くなるものの、嘱託員から引き続き会計年度任用職員へと移行する場合については、現給保障措置を実現するため、移行により引下げとなることはない。なお、現給保障措置の基準額についても、今回の給付体系の一部変更と同様の対応を行うものである。
会計年度任用職員制度への移行に伴う現給保障措置の実施に当たっては、嘱託経験と採用基準学歴に基づき本来給を決定するということでよいか。	そのとおりである。
この決定手法では現給保障措置を適用されない場合との逆転現象が生じるケースが出てくるのではないか。後ほど窓口で調整させていただきたい。	了解した。
今年度 60 歳をむかえる児童ホームの指導員が、来年度にこどもクラブの責任者になる場合の現給保障はどうなるのか。	まず前提として現行の高年齢者委嘱制度の報酬月額が現給保障措置の基準額となるのは、会計年度任用職員への移行前に高年齢者委嘱制度の対象となっているものに限られるため、今年度に 60 歳をむかえる者については現給保障措置の対象とならず本来給が支給されることとなる。しかし、こどもクラブの責任者のように委嘱上限年齢を引き上げ、高年齢者委嘱制度の対象外となっている職については、一般的な嘱託員と同様の現給保障措置の考え方に基づくことになるため、今年度に 60 歳をむかえる者の会計年度任用職員への移行後の報酬は、現行の報酬月額の同額又はその直近上位の額ということとなる。
メモに 55 歳以上の期間が経験年数に加味されないことについての記載がないが、この取扱いを見直すということか。	今回のメモは変更点のみを記載したものであり、その点について見直すわけではない。
組合としては見直しを強く求めるところであり、今後、賃金小委員会において協議していただきたい。	現時点では見直しの考えはないが、賃金小委員会での協議を拒む考えはない。ただし、会計年度任用職員制度への移行に向けた事務が本格化していく中、協議を行う時間的余裕が余りないことはご理解いただきたい。

こどもクラブにおいては高齢の臨時的任用職員が多く在籍しているが、その年齢を理由に会計年度任用職員制度への移行時に多くの者が退職してしまうことも考えられ、運営に支障を来すのではないかと懸念している。	前回の交渉においても申し上げたとおり、組合からそのような意見があったことは聞いておく。

課題解決への方向性

後日、交渉において言及された現給保障措置に係る逆転現象について、窓口で協議を行った。

組合より、現給保障措置実施時においては報酬月額（本来額）の決定に当たって年齢が考慮されないため、年齢が高く嘱託経験が短い者については、同措置が実施されない場合よりも実施される場合の方がその額が低くなることへの問題意識が提示された。これを受けて、現給保障措置実施時の報酬月額（本来額）については、嘱託経験及び採用基準学歴に基づき決定するという原則を維持しながらも、これにより決定される額が令和２年４月１日の年齢及び採用基準学歴に基づき決定される額を下回る場合は、後者の額としていくこととなった。

２　令和元年 12 月に支給する割増報酬について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
他の嘱託員においては少しずつ割増報酬が引上げとなっている中で、国保推進員だけが長年上がっていないことについて、どのように考えているのか。	国保推進員については、一律支給分と実績支給分を合わせた体系とし、徴収すればするほど実績支給分が増えるという仕組みとなっているところであり、一律支給分だけを上げるということは難しい。
徴収すればするほど実績支給分が上がるというが、近年、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあり、更には保険料の口座振替の推進が進められており、徴収実績を上げるのは年々難しくなってきている。	口座振替の推進については一定の目的があって進めているのだと思われるが、組合からそういった意見が出たことについては、原局に伝えておく。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

以　上

（給与課）

別紙

会計年度任用職員制度の給付体系の一部変更について（メモ）

R 元. 11. 12

令和元年 11 月 6 日付け「会計年度任用職員制度の給付体系の一部変更について（メモ）」の「1 報酬月額」を次のとおり変更する。

1　報酬月額

「(1)　決定方法」中の会計年度任用職員の報酬月額イメージを次のとおりとする。

本市会計年度任用職員としての経験年数	報 酬 月 額		採用基準学歴 高卒	採用基準学歴 短卒	採用基準学歴 大卒	採用時年齢（歳）
１年目	149,410	←	18. 19. 20	－	－	
２年目	154,250	←	21. 22. 23	－	－	
３年目	159,820	←	24以上	20. 21. 22	－	
４年目	165,510	←	－	23. 24. 25	－	
５年目	171,450	←	－	26. 27. 28	22. 23. 24	
６年目	176,650	←	－	29以上	25. 26. 27	
７年目	181,250	←	－	－	28. 29. 30	
８年目	185,860	←	－	－	31. 32. 33	
９年目	190,210	←	－	－	34. 35. 36	
10年目	194,090	←	－	－	37以上	
11年目	198,080					
12年目	201,720					
13年目	205,350					
14年目	208,740					
15年目	211,520					
16年目	213,820					
17年目	216,000					
18年目	218,300					
19年目	220,240					
20年目	222,300					
21年目	223,510					
22年目	224,840					
23年目	226,170					
24年目	227,020					
25年目	228,350					
26年目	229,810					
27年目	230,650					
28年目～	231,500					

高年齢者の任用	175,930

備考　採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。

以　上

（給与課）

参　考

会計年度任用職員制度の給付体系の一部変更について（メモ）

R 元.11. 6

平成 29 年 12 月 26 日付け「会計年度任用職員制度の給付体系について（メモ）」のうち「1 報酬月額」及び「2　期末手当」の一部について、次のとおり変更する。

1　報酬月額

「(1)　決定方法」中の会計年度任用職員の報酬月額イメージを次のとおりとする。

本市会計年度任用職員としての経験年数	報 酬 月 額		採用基準学歴 高卒	採用基準学歴 短卒	採用基準学歴 大卒	採用時年齢（歳）
1年目	147,140	←	18.19.20	－	－	
2年目	152,090	←	21.22.23	－	－	
3年目	157,760	←	24以上	20.21.22	－	
4年目	163,550	←	－	23.24.25	－	
5年目	169,470	←	－	26.27.28	22.23.24	
6年目	174,660	←	－	29以上	25.26.27	
7年目	179,240	←	－	－	28.29.30	
8年目	183,950	←	－	－	31.32.33	
9年目	188,170	←	－	－	34.35.36	
10年目	192,160	←	－	－	37以上	
11年目	196,020					
12年目	199,640					
13年目	203,380					
14年目	206,760					
15年目	209,420					
16年目	211,830					
17年目	214,120					
18年目	216,540					
19年目	218,710					
20年目	220,760					
21年目	222,210					
22年目	223,660					
23年目	225,230					
24年目	226,310					
25年目	227,640					
26年目	229,090					
27年目	229,940					
28年目～	230,780					

高年齢者の任用	175,380

備考　採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。

2　期末手当

年間の支給月数を 2.6 月（6 月期・12 月期 1.3 月ずつ）とする。

3　諾否期限

令和元年 11 月 15 日

以　上

（給与課）

◎妥結事項

11 月 6 日及び 12 日の２回にわたる交渉等の結果を受け、11 月 15 日に次の項目について妥結に至った。

1　割増報酬の支給［令和元年 12 月 10 日支給］

区分	支給月数又は額	前年度
Ｂランク	2.12 月分	2.09 月分
Ｃランク	1.93 月分	1.90 月分
Ｄランク	337,000 円	332,000 円
Ｅランク	322,000 円	317,000 円
高年齢者委嘱制度	311,000 円	306,000 円

2　会計年度任用職員制度の給付体系の一部変更［令和２年４月１日実施］

平成 29 年 12 月 26 日付け「会計年度任用職員制度の給付体系について（メモ）」のうち「1　報酬月額」及び「2　期末手当」の一部について、次のとおり変更する。

⑴　報酬月額

「⑴　決定方法」中の会計年度任用職員の報酬月額イメージを次のとおりとする。

本市会計年度任用職員としての経験年数	報酬月額		採用基準学歴 高卒	採用基準学歴 短卒	採用基準学歴 大卒	採用時年齢（歳）
１年目	149,410	←	18.19.20	－	－	
２年目	154,250	←	21.22.23	－	－	
３年目	159,820	←	24以上	20.21.22	－	
４年目	165,510	←	－	23.24.25	－	
５年目	171,450	←	－	26.27.28	22.23.24	
６年目	176,650	←	－	29以上	25.26.27	
７年目	181,250	←	－	－	28.29.30	
８年目	185,860	←	－	－	31.32.33	
９年目	190,210	←	－	－	34.35.36	
10年目	194,090	←	－	－	37以上	
11年目	198,080					
12年目	201,720					
13年目	205,350					
14年目	208,740					
15年目	211,520					
16年目	213,820					
17年目	216,000					
18年目	218,300					
19年目	220,240					
20年目	222,300					
21年目	223,510					
22年目	224,840					
23年目	226,170					
24年目	227,020					
25年目	228,350					
26年目	229,810					
27年目	230,650					
28年目～	231,500					

高年齢者の任用	175,930

備考　採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。

⑵　期末手当

年間の支給月数を 2.6 月（６月期・12 月期 1.3 月ずつ）とする。

3　会計年度任用職員の採用基準学歴［令和２年４月１日実施］

会計年度任用職員の採用基準学歴について、次のとおりとする。

現行ランク	部局名	委嘱事由	採用基準学歴
B	健康福祉局	福祉医療費助成業務	高卒
		就労促進相談員業務	短卒
		歯科衛生士業務	短大３卒（短卒＋１）
	こども青少年局	児童課の児童ホームの業務	短卒
		児童課の児童課・児童ホームの業務	短卒
		保育所の保育業務	短卒
	都市整備局	放置自転車対策担当の業務	高卒
	教育委員会事務局	図書館の司書業務	短卒
		小学校・尼崎養護学校の給食調理業務	高卒
		園務補助	短卒
C	総務局	地域研究史料館の地域史料研究業務	院卒（大卒＋２）
		地域史料整理・システム管理運用業務	院卒（大卒＋２）
	健康福祉局	介護サービス事業者指定等業務	大卒
		北部・南部福祉相談支援課の婦人相談員	短卒
		看護師業務	短大３卒（短卒＋１）
	こども青少年局	児童課のこどもクラブ・児童ホーム責任者の業務	短卒＋５
	教育委員会事務局	教育相談業務	院卒（大卒＋２）
D	健康福祉局	公害健康補償課の保健師業務	大卒

4　国民健康保険推進員の休暇等［令和２年４月１日実施］

国民健康保険推進員の休暇等について、平成 30 年 11 月 12 日付け「会計年度任用職員制度の休暇等について（メモ）」に準じた内容とする。